

監事監査規程

第1条（目的） 本規程は、株式会社ホンジョーにおける監事の監査業務に関する基本的な方針を定めるものである。

第2条（監査の目的） 監事は、取締役の業務執行状況を監査することを通じ、企業の健全な経営を確保し、株主及び関係者の利益を守る。

第3条（監査の内容） 監査の内容は、以下のものを含む。

1. 財務諸表の正確性の確認
2. 法令及び社内規程の遵守状況の確認
3. 経営リスクの評価と管理状況の確認

第4条（監査の方法）

1. 監事は、定期的に取り締役会に出席し、業務報告を受ける。
2. 監事は、必要に応じて業務部門や関連する部署へのヒアリングを行う。
3. 監事は、外部の専門家や監査法人と連携して、監査を行うことができる。

第5条（報告）

1. 監事は、監査結果を取り締役会に報告する。
2. 重大な違反や不正が発覚した場合、株主総会に報告するものとする。

第6条（独立性の確保）

1. 監事は、取締役や業務執行部門から独立して業務を行い、公正な立場を維持するものとする。
2. 監事には、業務執行に関する決定権が与えられない。

第7条（権利） 監事は、監査業務の遂行に必要な情報の提供を求める権利、業務執行部門の調査権、及び外部専門家の協力を求める権利を有する。

第8条（責任） 監事は、監査業務を誠実に遂行する責任を有し、不正や違反を発見した際には、適切な手段で対応する責任を負う。

第9条（規程の改定） 本規程は、必要に応じて改定されることがある。改定の際は、関係各部署との協議を経て実施するものとする。